

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.095

処 分 名	仮設建築物の設置期間の特例許可
処 分 の 概 要	国際的な規模の会議又は競技会場の用に供すること、その他の理由により、1年を超えて使用する必要がある仮設興行場等については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる場合には、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間を定めて建築を許可することができる。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第6項
審 査 基 準	許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上、防火上及び衛生上支障がない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	平成30年9月25日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき160,000円

■ 建築基準法

第八十五条

- 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は協議会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。